

高山市発注の建設工事に係る週休2日制モデル工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高山市が発注する建設工事の週休2日を確保するモデル工事（以下「週休2日制モデル工事」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日制モデル工事は、高山市が発注する工事のうち、契約後、現場着手までの間に、受注者から申し入れがあり、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで、高山市契約審査委員会が必要と認めた工事を対象とし、原則予定価格3,000万円以上の土木一式工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 高山市契約審査委員会が週休2日制モデル工事になじまないと判断した工事

(用語の定義)

第3条 この要領において「週休2日」とは、対象期間において、4週8休相当以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 この要領において「現場閉所日」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された日（原則として土曜日及び日曜日とするが、平日への振替や降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても含む。）をいう。

3 この要領において「対象期間」とは、着工日（着工届に記載のある着工した日）から完成日（完成届に記載のある完成した日）までの期間から準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間、工場製作の期間、工事事務等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間のほか、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間（以下「非対象期間」という。）を除いた期間をいう。

4 この要領において「現場閉所率」とは、対象期間の日数を分母とし、対象期間における現場閉所の総日数を分子とした率をいう。

(実施方法等)

第4条 受注者は、週休2日制モデル工事を実施するにあたり、次のとおり発注者へ報告し、承諾を得ること。

- (1) 受注者は、現場着手前に、対象期間において原則土曜日及び日曜日を現場閉所日とした週休2日の予定工程表（任意様式）を発注者に提出し、承諾を得ること。ただし、工期を延長した場合は、予定工程表を変更した変更予定工程表（任意様式）を発注者に提出し、承諾を得ること。

(2) 受注者は、工事完成時に、予定工程表又は変更予定工程表の対象期間において現場閉所日が確認できる実施工程表（任意様式）を発注者に提出し、承諾を得ること。この場合において、発注者は受注者から現場閉所日を確認できる書類（工事日誌等）の提示を受け、実施工程表を確認すること。

2 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じ、週休2日制モデル工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により週休2日制モデル工事の対象外とすることができる。

（工事成績評定点の加点）

第5条 週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績の加点を行う。ただし、週休2日を実施できなかった場合の工事成績の減点を行わない。

（工事費の補正）

第6条 契約後に週休2日制モデル工事としたものについては、次の各号に掲げる現場閉所率に応じ、当該各号に定める労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費の補正係数を乗じて請負代金額の変更を行う。

(1) 現場閉所率が28.5%以上（4週8休以上）

ア 労務費 1.05

イ 機械経費（賃料） 1.04

ウ 共通仮設費 1.04

エ 現場管理費 1.06

(2) 現場閉所率が25.0%以上28.5%未満（4週7休以上8休未満）

ア 労務費 1.03

イ 機械経費（賃料） 1.03

ウ 共通仮設費 1.03

エ 現場管理費 1.04

(3) 現場閉所率が21.4%以上25.0%未満（4週6休以上7休未満）

ア 労務費 1.01

イ 機械経費（賃料） 1.01

ウ 共通仮設費 1.02

エ 現場管理費 1.03

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。